

危機管理編

I 事前の危機管理

1. 生活安全（防犯）

児童生徒等の安全を守り、充実した学校生活を送ることができるようにするために、学校や地域の実情を考慮し、日常の安全確保、学校周辺における不審者等の情報がある場合の安全確保、不審者等の侵入防止、校内や敷地内に侵入した場合の安全確保及び緊急対応等について、多様な観点から対策を検討する必要がある。

また、通学通園路等の安全管理はその設定と安全確保及び通学の手段への対応が主な対象となり、交通安全と防犯の二つの観点からの対策が重要となる。

通学に関しては、児童生徒等の行動が大きく関わり、児童生徒等の自己管理が重要となるため、安全管理だけではなく計画的な安全指導が不可欠である。

（1）不審者侵入防止

①学校内において取り組むべき事項

☆教職員の共通理解

項 目		取り組むべき事項
1	教職員の危機管理意識の向上	・不審者を想定した危機管理マニュアルを作成するとともに、危機管理に関する研修会（さすまた等防犯器具の設置や取扱い方法等の研修、訓練等）を開催する ・校務分掌での役割分担を明確にし、教職員が自分の担当を理解する ・定期的な訓練を通して速やかに緊急時の対応ができるようにする
2	教職員間の共通理解と定期的な情報交換	・担任又は授業担当者が、学習活動の場から離れる必要が生じた場合には、隣接教室の教職員に声をかける等、児童生徒等の状況把握を教職員相互の協力体制で行う ・「不審者侵入対応チェックリスト」等に基づき、定期的な安全点検を実施し、職員会議等で点検結果の報告等を行う
3	緊急時に対応できる役割分担等の校内体制の見直しと確認	・不審者を想定した危機管理マニュアルに基づく役割分担の確認及びそれに基づく訓練を実施する ・日頃から不審者を想定した危機管理マニュアル等を見直し、より効果的な体制づくりを心がける
4	緊急通報体制の見直しと確認	・不審者を想定した危機管理マニュアルに基づく緊急通報体制を確認の上、関係機関等連絡先一覧表を作成し、職員室に掲示する ・警察署、消防署、警備保障会社等への複数通報体制を確立する
5	避難訓練、児童生徒等への指導の徹底	・避難訓練を通して児童生徒等の発達段階や場面、状況に応じた避難等を分かりやすく指導する

☆来訪者の確認

項 目		取り組むべき事項
1	出入口での受付 手続等の明示及 び来訪者の確認	・登下校時以外は校門を閉める等、敷地や校舎等への入口等を管理可能なものに限定する ・校門や玄関に案内板や案内表示を設置し、受付場所を明示する ・受付に当たっては、趣旨について理解を得られるようにし、受付で受付簿に記載の上、名札・リボン等を付けるよう依頼する ・来訪者の持ち物にも気を配るようにする
2	不審者を把握する 校内体制の整備	・来訪者に対しては、教職員が進んで挨拶、用件の確認、必要に応じて案内する等の対応を行う ・複数の教職員による校内巡回を実施する ・名札等を付けていない来訪者に声をかける ・不審者の判断基準を明確化する →受付を済ませているか（来校者証の着用等） →経路以外の場所へ立ち入っていないか →不自然な言動、暴力的な態度は見られないか →凶器、危険物等を所持していないか 等 ・警察への通報基準を明確化する →受付を無視しての校舎等への侵入 →退去の説得に応じようとしない →暴力的な言動、器物損壊 →凶器、危険物の所持 等

☆不審者情報に係る関係機関等との連携

項 目		取り組むべき事項
1	警察等の関係機 関との連携及び 情報の早期把握	・警察署との情報交換を密にし、確かな情報を的確に把握する ・地域の防犯に関する団体やPTA・自治会等との連携を図る
2	近隣の学校等と の情報交換	・不審者や事件・事故の情報については、他校種を含む近隣の学校等や市町村教育委員会と相互に緊密な情報交換が行える体制を整える

☆多様な状況での安全確保

項 目		取り組むべき内容
1	授業開始前や放課後並びに休日の部活動時等	・教職員による校内巡回体制の確立を図るとともに、児童生徒等の安全を常時確認する ・休日の部活動等における緊急時の校内体制を整えるとともに、児童生徒等の参加状況を把握する
2	授業中、昼休みや休憩時間等	・教職員による校内巡回体制の確立を図るとともに、児童生徒等の安全を常時確認する ・運動会や文化祭等の学校行事の場合には、教職員による役割分担を定め、保護者等の協力を得て、校舎内外の巡回等を実施する
3	登下校時における安全確保	ア 定められた通学路による登下校の徹底 ・学校で定めた通学路での登下校の徹底を図る ・集団や複数による登下校の徹底を図る ・通学路において、人通りが少ない等、児童生徒等が登下校の際に、より注意を払うべき箇所をあらかじめ把握し、マップを作成・配布する等して注意を喚起する イ 緊急事態の際の対応の指導 ・危険の回避、身近な者への連絡、学校や警察等への連絡を指導する ・緊急事態が発生した場合、大声を出したり、身近な人に助けを求めたり、「こども110番の家」等の緊急避難場所に駆け込む等、安全を確保するよう指導の徹底を図る ・「こども110番の家」等の緊急避難所マップを作成し、児童生徒等に周知徹底を図る
4	校外での学習や学校行事	・事前に綿密な計画を立てるとともに、現地の安全を十分確認する ・児童生徒等に対する事前の安全指導を十分行う ・万一の事態が発生した場合の連絡方法等を定める
5	学校開放時の安全への配慮	ア 開放部分と非開放部分との区別の明示 ・学校開放時における開放部分と非開放部分との区別を明確に示し、非開放部分に表示板を設置する ・非開放部分には、侵入防止のための施錠等を行う ・児童生徒等へも周知する イ P T Aや地域住民等への協力依頼 ・P T Aや地域住民等の協力を得て、校内巡回等を実施する

☆学校施設面における安全確保

項 目		取り組むべき事項
1	安全点検表の見直しと安全点検及び迅速な補修	・不審者の侵入を防ぐこと等の視点に立って安全点検表の見直しを図るとともに、それに基づき定期的に安全点検を実施し、不備な箇所は早急に改善を図る
2	防犯システムの整備並びに点検及び管理	・火災報知器、非常通報装置等の作動状況点検を実施し、教職員が防犯システムについて理解し、不測時の対応が速やかに行えるようにする ・可能な範囲での、防犯システム（防犯カメラ、インターホン、玄関施錠システム等）の整備を行う
3	死角等の再確認と解消	・教職員の目が届きにくい場所や教職員の動線から外れる場所を調査・確認し、解消を図るように努める ・樹木等の撤去や移動により死角の解消を図る
4	出入口の制限	・教材準備や使用頻度が低い施設は、教職員による鍵の管理を徹底し、必要に応じて教職員がその都度開閉する ・長期休業中等は、安全管理しやすいように校舎の出入口を限定する

②家庭や地域社会の協力を得て取り組むべき事項

項 目		取り組むべき事項
1	家庭との連携	・保護者会、面談等において、緊急事態についての学校での取組を説明するとともに、保護者に理解を求め協力を依頼する ・学校周辺を徘徊する不審者等に関する情報の提供を依頼する ・PTA組織に対して、通学路の安全点検への協力や安全確保の啓蒙を依頼する
2	地域社会との連携	・情報交換の場を設定し、緊急事態についての学校の取組を説明するとともに、地域の方々に理解を求め協力を依頼する ・学校周辺を徘徊する不審者等に関する情報の提供を依頼する ・放課後等における学校周辺等のパトロールを依頼する ・「こども110番の家」等、緊急時の避難場所の確認を行い、防犯を依頼する ・警察や防犯協会等に対して、危険箇所や防犯についての診断等の協力を依頼する

(2) 通学路の安全管理

項 目		取り組むべき事項
1	通学路の設定と安全確保	・ 交通事情や防犯等を考慮し、教育委員会をはじめ関係機関等と協議し、可能な限り安全な通学路を設定する
2	学校、保護者、地域が連携した通学路の点検・危険箇所の確認	・ P T A 等地域と協力し、定期的に点検を実施し、危険箇所の把握に努めるとともに「安全マップ」等の見直しを行う ・ 危険箇所については、教職員、児童生徒等、保護者等に周知する。また、管理者等への改善の要望を行う ・ 児童生徒等から、通学路の状況について随時報告を受ける
3	学校安全ボランティアや地域の関係機関等と連携	・ 学校、保護者、地域（防犯団体等）、警察等による連絡会を設置し、連携を密接にし、組織的、計画的、継続的な安全対策を行う ・ 警察、見守り隊や近隣の学校と不審者情報等を共有し、児童生徒等及び保護者への注意喚起を常に行う ・ 「市町村の安全メール」、警察の「ナポくんメール」等の情報を活用する ・ 見守り隊と児童生徒等の対面式、交流会等の設定、登下校時におけるあいさつ運動を実施する ・ 近隣小・中学校が連携し、安全マップや不審者情報共有、共同した学校安全活動の取組を行う
4	生活安全教育の推進	・ 警察や見守り隊と協力した、防犯避難訓練や教室を計画的に実施する ・ 児童生徒等へ、緊急時の対応方法を定着させる ・ 児童生徒等への防犯に関する危険予測学習を実施する
5	安全マップの作成による危険予測・回避能力を育成	・ 見守り隊や保護者と共同による実地調査、地域の方等からの情報提供による「入りやすくて見えにくい場所」等の危険箇所を把握する ・ 「暗くてさびしい道」「人気のない空き地」「大型車の通行量が多く注意」等、把握した情報を地図に書き込む ・ 「交番」や「こども110番の家」等、安全を確保できる場所を明示する

2. 生活安全（防犯以外）

学校生活の安全のためには、施設、器具、用具等、学校環境における安全管理が前提となるが、休憩時間、各教科等の学習時間等、児童生徒等の学校における全ての教育活動を学校生活の安全管理の対象とし、児童生徒等の行動により生じる危険を早期に発見し、事故を未然に防ぐ必要がある。

（1）学校環境の安全管理

☆校舎内・園舎内の安全管理

対 象		項 目
1	学校・保育室	・遊具の破損、整理状態 ・エアコン等による温度管理（熱中症等の予防） ・二酸化炭素の濃度 ・床や腰板の状態（滑りやすさ、破損等） ・くぎやびょう等の突起物 ・教室の窓枠の破損 ・窓からの転落の危険性（構造上の問題として） ・出入口の扉における危険の有無 ・机、戸棚、その他の備品の配置や机、いすの破損 ・施錠、錠の故障の有無 等
2	廊下、ベランダ、階段、昇降口、非常階段	・廊下の窓枠の破損 ・フェンスの破損や劣化 ・廊下、階段、昇降口やベランダ等の不要物品の有無 ・雨天時の滑りやすさ 等
3	便所、水飲み場	・衛生状態、滑りやすさ（水飲み場、手洗い場等） 等
4	屋上、バルコニー	・フェンスの高さ ・床やフェンス、天窓等の破損や劣化 ・出入口の施錠 等
5	給食室	・施設や設備等の危険性（事故防止、火災防止等の観点から） 等
6	特別教室等（理科室、技術室、家庭科室、美術室、パソコン室、保健室等）	・実験用、実習用の危険薬品や危険物の保管 ・保健室の薬品の貯蔵と管理 ・電源やガス等の安全装置の作動性 ・危険標識等の整備 ・刃物類の管理 ・出入口の施錠 ・災害用の備蓄物の管理 ・パソコン利用に関わる情報の管理 等
7	体育館、遊戯室	・床面や壁面（ステージを含む） ・電源等の安全 ・体育施設や体育用具の破損や劣化 ・机、テーブル、いす等の備品の破損 ・大型遊具、楽器等の整理状態 ・ピアノの安全管理（固定状態、蓋の開閉状態 等） ・取付口や固定口の破損や劣化 等

8	校舎・園庭等の外壁	・校舎等の外壁の亀裂や剥落の危険性 ・表面仕上げ材の浮きや剥落の危険性 ・雨どいの破損 等
---	-----------	---

☆校舎外・園舎外の安全管理

対 象		項 目
1	校地・園庭・運動場等	・砂場における危険物の有無 ・校門等の施錠、錠の故障の有無、鍵の管理 ・地面の勾配や凹凸 ・地面の排水状態 ・危険物（ガラス、石、くぎ 等）の有無 ・フェンスやその支柱の破損や劣化 ・部外者や動物の侵入の有無 等
2	遊具、体育等の固定施設・移動施設	【遊具・固定施設】 ・鉄棒、ブランコ、滑り台、バックネット、防球ネットやその支柱等の破損や劣化 ・周囲の状態、放置状態、掲揚塔の破損や劣化 等 【移動施設】 ・サッカー、バスケット、ハンドボール等のゴールポストの固定の状態 ・テント、展示物の破損や劣化 ・風雨等の自然環境の影響 等
3	運動用具等の倉庫	・倉庫や用具室の整理・整頓 ・倉庫の施錠、錠の故障、鍵の整理 ・石灰の保管状態や取扱い方 ・用器具等の保管状態や利用法 ・児童生徒等の出入の管理 等
4	プール	・浄化・消毒装置、シャワー、洗眼器等の作動性 ・浄化・消毒装置、シャワー、洗眼器等の利用法 ・プールへの危険物や異物等の混入 ・プールの排水口の施錠 ・プールサイドやプール周辺の危険性 ・出入口等の施錠 ・プールの消毒薬の保管状態や取扱い方 等
5	足洗い場	・洗い場における危険物の有無 ・周囲における障害物の有無 ・滑りやすさ ・排水状態 等
6	農場飼育場	・建物の壁、板面の破損や劣化 ・柵やフェンスの破損や劣化 ・農機具等の整備 ・飼育場や倉庫の整理・整頓 ・出入口等の施錠 等

☆災害発生に備えた安全管理

対 象		項 目
1	避難関連事項	・避難経路における障害物の有無 ・防火用水、消火器、消火栓、防火シャッター、防火用扉などの作動性 ・防災施設や設備等の周辺の障害物の有無 ・自動火災報知設備や緊急放送設備等の動作性 ・避難器具の点検 ・発火しやすい薬品や灯油等の安全な保管 ・災害の状況、避難方法、避難経路等に関する校外機関との連絡体制、連絡機能 等
2	転倒・落下等の防止	・教室：戸棚、テレビ、パソコン、ピアノ、工作機械、実験器具、時計、掲示物、置物 等 ・廊下：棚、掲示物、額 等

(2) 学校生活の安全管理

☆休憩時間

対 象		項 目
1	校舎内での活動	・遊具や施設の安全な利用 ・遊び等における行動の危険性 ・児童生徒等が使っている道具や遊具等の危険性（禁止されている物や危険な物の使用） 等
2	運動場・園庭、体育館等での活動全般	・飼育動物の安全な扱い方 ・光化学スモッグや熱中症等の予防 ・運動や遊びの種類と場所の危険性 ・運動や遊びをしている児童生徒等と他の児童生徒等との間の危険性 ・休憩時間から学習時間に移るときの児童生徒等の行動 ・人目に付きにくい場所での児童生徒等の行動 ・新しく流行している遊びの危険性 等
3	暴 力	・児童生徒等の個々の特性や相互の人間関係の把握 ・粗暴な言動、悪ふざけ、こぜりあい等の暴力の前兆の有無 ・発生時の対応策 等

☆各教科等の学習時間

対 象		項 目
1	始業前・学習前	・ 児童生徒等の心身の健康状態の把握 ・ 児童生徒等の服装 ・ 学習中に予想される危険性に対する準備（予防策、発生時の対応策、児童生徒等への注意喚起）
2	施設・用具等の使用	・ 施設、用具、教材、教具等の準備 ・ 施設や用具等の扱い方に関する児童生徒等の理解 ・ 施設や用具等の扱い方における危険性 等
3	個別的配慮	・ 使用法の習熟に懸念のある児童生徒等の把握 ・ 当日の心身の健康状態や情緒安定に対する配慮 等

☆園外保育、クラブ活動等、学校行事等の活動等

対 象		項 目
1	一般的安全管理	・ 活動場所やその経路に関する事前の実地調査 ・ 校外活動における道中での児童生徒等の行動 ・ 参加した児童生徒等の人数の把握 ・ 学年、体力、技術等に差のある児童生徒等がともに行動することの無理や危険性 ・ 児童生徒等が自主的に行うことに対する安全管理上の配慮（最低限の管理の徹底、児童生徒等の自己管理の活用等） 等
2	状況に応じた安全管理	・ 活動の場所、時刻、時間帯等における無理や危険性 ・ 児童生徒等の心身の健康状態の把握 ・ 自然環境の状態の把握（天候、温度、湿度、明るさ等：傷害防止及び光化学スモッグによる健康被害や熱中症の防止の観点から） ・ 活動している児童生徒等同志の間の危険性

☆学校給食

対 象		項 目
1	準備時	・ 検食による異物等の確認 ・ 給食当番の服装、健康状態 等
2	調理室からの受け渡し時	・ 調理室の窓口における危険の有無 ・ 食缶、食器の受け渡し、コンテナ移動等の際の危険の有無 等
3	運搬時	・ 運搬の方法における危険の有無 ・ 運搬の経路における危険の有無 等
4	配膳時	・ 配膳時の取扱い 等

☆清掃活動等作業時

対 象		項 目
1	作業者の行動等	・ 道具や用具の使用法 ・ 作業時の服装 ・ 肥料や薬剤の扱い方（換気等も含む） ・ 作業の方法や手順等における危険の有無 等
2	場や周囲との関連	・ 作業している場所及びその周辺の危険性 ・ 作業している児童生徒等と他の児童生徒等との間の危険性等

（３）安全点検

学校保健安全法施行規則によれば、安全点検は、定期的、臨時的、日常的に行うこととされている。

【学校保健安全法施行規則】

第２８条 法第２７条の安全点検は、他の法令に基づくもののほか、毎学期１回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行われなければならない。

第２９条 学校においては、前条の安全点検のほか、設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならない。

点検後は、点検の結果に応じて、危険物の除去、施設・設備の修繕、危険箇所の明示、立入禁止や使用禁止又は使用場所の変更を行う等の適切な措置を講じなければならない。事後措置が学校内で実施できない場合には、学校の設置者に速やかに報告することが必要である。特に、改善点を発見したが、直ちに改善することができない場合、危険箇所であることの看板設置やロープを張る等の立入禁止措置を講じなければならない。

【安全点検の留意事項】

- 安全点検表を作成する
- 安全点検表の作成に当たっては、対象となる場所ごとに、点検の項目、点検の方法、判定結果、不良箇所とその程度、事後措置の状況等を記録できるようにする
- 作成した点検表に基づき、十分な点検を実施する
- 点検結果は、校内の安全委員会等において情報共有する体制を整えとともに、最終的な事後措置を講じる担当責任者を決めておく
- 必要に応じて専門家による安全点検を行う
- 点検が形骸化したりマンネリ化しないように、適宜担当場所を変える等、工夫する

(4) 主な事故別の未然防止のための留意事項

☆転落事故防止

項 目		留 意 事 項
1	安全教育の徹底	・天窓やフェンス、外窓やベランダ、階段等の施設の安全な利用法、危険性を十分に理解させるとともに、危険な行動、利用をしないよう指導を徹底する
2	安全管理の徹底	・屋上の管理については、通常は出入口を施錠・閉鎖し立ち入りを禁止する ・防護柵、階段の手すり、窓枠等の保持部分については日常の点検を欠かさず行う ・防護塀や柵等のない屋根、屋上は、児童生徒等には使用させない ・防護柵のある屋上を授業等で使用する場合は、複数の教職員を配置するとともに、児童生徒等への安全指導を徹底する ・屋上に天窓がある場合は、落下防止の対策を講じる ・文部科学省「学校における転落事故防止のために」（平成20年8月）等を参考にする

☆遊具事故防止

項 目		留 意 事 項
1	安全教育の徹底	・遊具の安全な利用法、危険性を十分に理解させるとともに、危険な行動、利用をしないよう指導を徹底する ・着衣やベルト等の巻き込みによる事故の可能性を指導する
2	安全管理の徹底	・定期的、日常的な安全点検を必ず実施する。また、安全点検表を作成し、複数で確認する ・安全点検のポイント →目視：ゆがみ、亀裂、摩耗、腐食、異物等の有無の点検 →打音：ハンマー等で叩いて、損傷、剥離、腐食等の点検 →振動：揺り動かして、接合部分、地下部分の緩み、ぐらつき等の固定不良の有無の点検 →負荷：ぶら下がる、押す、引く、ねじる等の力を加え、耐力の状況を点検 →作動：回転部分の油汚れ、摩耗等による作動の偏りを点検 ※「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）」（平成26年6月国土交通省）参照

☆プール事故防止

項 目		留 意 事 項
1	安全教育の徹底	・睡眠時間の確保、食事等の事前の体調管理や、十分な準備運動等、安全な行動の重要性について指導する ・人員点呼（バディシステム等）の重要性を理解し、素早く、正確に点呼できるようにする ・典型的な事故例を参考に、安全なプールの利用方法を指導する
2	安全管理の徹底	・安全管理については「プールの安全標準指針」（平成19年3月文部科学省、国土交通省）、「学校環境衛生の基準」及び「学校における水泳プールの保健衛生管理」等を参考として徹底を図る ・プールの排水溝の蓋及び吸い込み防止金具をネジやボルト等で確実に固定する。また、固定箇所の腐食やゆるみ等について定期的に点検を行う ・浄水装置等の附属設備についても定期検査はもとより始業時の点検を日頃から行う ・プールの遊離残留塩素濃度は、プール使用前及び使用中1時間に1回以上測定し記録する ・プール水等の排水については、事前に必ず水質検査を行い、残留塩素の低濃度を確認した上で放水する ・プールの消毒薬の保管状況についても使用日ごとに確認する
3	指導時の安全管理	・「水泳指導の手引（三訂版）」（平成26年3月文部科学省）及び「学校における水泳事故防止必携（2018年改訂版）」（平成29年独立行政法人日本スポーツ振興センター）を参考とする ・健康観察を十分に行い、常に人員確認を実施する ・監視の責任者は教諭とし、プール全体が監視できるような人数を配置する ・非常事態に備え、校内電話の設置や携帯電話等をプールに持参する ・全教職員が、心肺蘇生法及びAEDの取扱い等を身に付ける

☆水難事故

項 目		留 意 事 項
1	指導の徹底	・遊泳禁止の湖沼、増水した河川には絶対に近寄らせない ・ため池や貯水池、立入禁止・遊泳禁止区域での遊泳、魚釣りをさせない ・河原、河川付近でのキャンプや水遊びの際には、気象状況や上流ダムの情報に注意させる ・「奈良県警察 水難事故対策のページ」（http://www.police.pref.nara.jp/0000000020.html）や「奈良県 ストップ！水難事故！！」（http://www.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=14677）等を活用する

☆熱中症

項 目	留 意 事 項
1 学校活動における事故防止対策	・「奈良県 学校における熱中症対策ガイドライン」等を参考に各校において、暑さ指数（WBGT）に基づく運動指針を作成する等、熱中症予防のための体制を整備しておく ・「熱中症警戒アラート」を入手できるようにし、アラートが発表された際には原則運動を中止する等の対応を予め決めておく
2 熱中症についての知識、応急手当の周知徹底	・熱中症発症時の応急手当について、職員全員が理解しておく →日陰に寝かせ、衣服を緩め、水分や塩分を補給する →濡れタオルや氷等で体を冷やしたり、タオル等で風を送り、体温を下げる →応答が鈍い場合や意識が朦朧としている場合は、救急車を要請する →熱中症EAPを校内に掲示しておく 等

【参考】熱中症警戒アラート情報の入手

○環境省公式 LINE アカウント

①リンクから登録

リンク (<https://lin.ee/mj3KmWD>) より、友だち登録

②ID検索から登録

「友だち追加」画面の「ID検索」より、
「環境省」又は、「@kankyō_jpn」と入力検索し友だち登録

③QRコードから登録

「友だち追加」画面の「QRコード」より、
右記のQRコードを読み取り友だち登録

熱中症警戒アラート（試行）が発表された際、お知らせメールが届きます（前日18時頃、当日7時頃）。

LINE公式アカウントは、身近な人へも簡単に紹介することができます。

**熱中症警戒アラート発表
友だちに教える**

登録画面（イメージ）

設定画面（イメージ）

トップ画面（イメージ）

通知画面（イメージ）

○環境省「熱中症予防情報メール」

環境省 熱中症予防情報サイト

トップページ（イメージ）

全国の暑さ指数（実況と予測）

暑さ指数 メール配信サービス（無料）

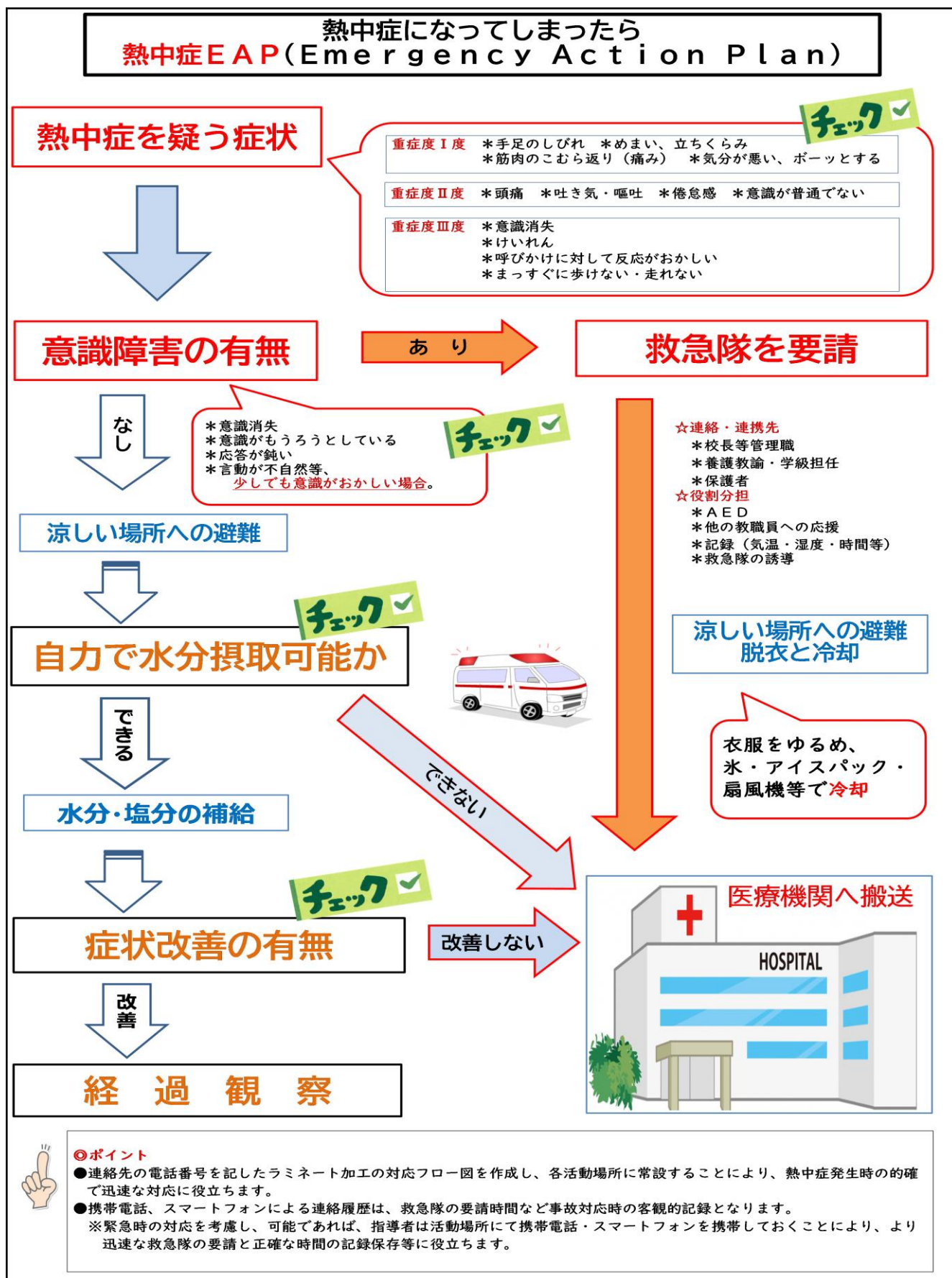
観測地点を選択
全国840地点から地点を選択可能（5地点まで）

配信レベルを設定
配信を受ける暑さ指数のレベルを5段階で設定
（5段階：危険、厳重警戒、警戒、注意、すべて）

配信情報（種類/時間）を設定
・予測値（配信時間）/実況値（ ）

サンプル

配信メール画面サンプル



☝

◎ポイント

- 連絡先の電話番号を記したラミネート加工の対応フロー図を作成し、各活動場所に常設することにより、熱中症発生時の的確で迅速な対応に役立ちます。
- 携帯電話、スマートフォンによる連絡履歴は、救急隊の要請時間など事故対応時の客観的記録となります。
- ※緊急時の対応を考慮し、可能であれば、指導者は活動場所にて携帯電話・スマートフォンを携帯しておくことにより、より迅速な救急隊の要請と正確な時間の記録保存等に役立ちます。

3. 交通安全

交通安全については、児童生徒等に自らの命を守り、安全を確保するための意識付けを行った上で、信号機のあるところでは信号を守るといった基本的な交通ルールの教育や自らの命・安全を守るための交通行動を行うよう安全教育を計画的に進める必要がある。交通安全教育の機会、登下校時のみならず校外学習時や部活動時における安全確保も対象となる。また、徒歩、自転車、バス、鉄道等の交通手段の特性や天候等も考慮した安全対策も必要である。特に、児童生徒等が様々な交通場面における危険について理解し、安全な歩行、自転車等の利用ができるよう実践的な安全教育を進める必要がある。

(1) 通学通園路等の設定と安全確保

対 象		項 目
1	通学通園路等の設定	【通学通園路等の条件】 ・できるだけ歩車道の区別がある ・区別がない場合、交通量が少ない、幅員が児童生徒等の通行を確保できる ・遮断機のない無人踏切を避ける ・見通しの悪い危険箇所がない ・横断箇所に横断歩道、信号機が設置されたり、もしくは、警察官等の誘導が行われたりしている ・犯罪の可能性が低い 等
2	通学通園路等の安全確保	【交通事故防止等に関わる安全確保のための方策】 ・通学通園路等を示す標識を適切な箇所に設置する ・場所や状況により交通規制を要請する ・特に危険な箇所では、警察官等による誘導や指示、交通安全や犯罪防止のために必要な設備等の設置を要請する ・保護者、関係機関等との情報交換、情報処理を円滑に行う体制を確立する 等 【防犯に関わる安全確保のための方策】 ・通学通園路等を通っての登下校の指導 ・通学通園路等の要注意箇所や危険箇所の把握 ・通学通園路等の要注意箇所や危険箇所のマップ作成や児童生徒等への周知 ・「こども110番の家」等の登下校時等の緊急の際の避難場所の児童生徒等への周知 ・登下校時等の緊急事態発生の場合の対処法（大声を出す、防犯ブザーを鳴らす、逃げる等）の指導 ・登下校時等の緊急の際の対処法の指導と訓練の実施 等
3	通学通園路等の点検	・「通学路交通安全プログラム」等に基づき、PTAや地域と協力して定期的に通学路の安全点検を実施し、常に危険箇所の把握をする ・危険箇所を把握した場合には、速やかに管理者等に改善を要請する ・事故の多発する場所や、交通量の多い危険箇所について、児童生徒等、保護者、教職員に周知する 等

4	道路横断時の行動	【道路横断時の安全確保のための行動】 ・ 信号機のある横断歩道を利用する際は、他の車両にも注意する等、安全を確認してから横断を始める。横断中も周りに気を付ける ・ 信号機のない横断歩道を利用する際は、<u>横断する前に手をあげる等の合図をして、車両運転者に対し横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始める。</u>横断中も周りに気を付ける ・ 車両運転者に横断の意思を示したことで車両が停止し、道路横断をゆずってもらった際には、車両運転者に対し、感謝の気持ちを行動で示す
---	----------	--

(2) 徒歩及びバス、鉄道等交通機関利用による通学通園路等の安全確保

対 象		項 目
1	一般的安全管理	・ 児童生徒等一人一人の通学方法の把握 ・ 集団登下校における集合場所の危険性や集団の人数の適切性 ・ 校外指導での家庭や地域の関係機関等との連携 ・ 校外指導の計画的実施 ・ 部活動等で下校時刻が遅くなる場合の下校の仕方（交通事情や防犯等への配慮） 等
2	通学方法等に応じた安全管理	・ 保護者から教員への児童生徒等の引き渡し ・ 通学通園バス内の児童生徒等の置き去り防止、安全装置の装備、登降園（登下校）管理システム導入等 ・ 交通量の多い地域での対処 （登下校時間帯における車両進入禁止区分等の設定） ・ バス、電車等の利用者への安全確保に関する周知 （乗降時や乗車中の行動、降車後の横断や移動） ・ 他の歩行者、特に高齢者、幼児、障害のある人たちへの配慮 等
3	悪天候や自然災害発生時における安全管理	・ 気象情報や災害情報の入手 ・ 状況に応じた臨時休校、登下校時刻や通学順路の変更等の対処 ・ 状況に応じた保護者の同伴登下校、教職員の引率等の対処 等

(3) 自転車通学の安全確保

対 象		項 目
1	通 学	・ 自転車通学に関するきまり等の設定 ・ 保護者に対する自転車賠償責任保険等に関する情報提供 等

2	点検・駐車	・登下校時の歩行者と自転車等の混雑や交錯の回避（駐車場や経路等の調整） ・定期的な点検と不良箇所の修理 ・自転車置き場の使用法（使用場所や禁止場所の遵守、整理等） 等
3	乗車時の行動	・ヘルメットの着用 ・雨天時の服装（雨具の着用、傘差し運転の禁止） ・防犯登録、自転車賠償責任保険への加入 ・悪天候、濃霧、薄暮等の交通環境の変化に対応した安全な走行 ・交通法規の遵守：スピード抑制、無灯火や二人乗りの禁止 ・歩行者、特に高齢者、幼児、障害のある人たちへの配慮や注意 ・「自転車安全利用五則」の遵守 等 自転車安全利用五則 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認 3 夜間はライトを点灯 4 飲酒運転は禁止 5 ヘルメットを着用

（４）二輪車（定時制高等学校等における）による通学の安全確保

対 象		項 目
1	通 学	・二輪車を使用した通学に関するきまり等の設定 等
2	点検・駐車	・登下校時の歩行者と車両等の混雑や交錯の回避（駐車場や経路等の調整） ・定期的な点検と不良箇所の修理 ・車両置き場の使用法（使用場所や禁止場所の遵守、整理等） 等
3	乗車時の行動	・ヘルメットの着用 ・任意保険への加入 ・悪天候、濃霧、薄暮等の交通環境の変化に対応した安全な走行 ・交通法規の遵守 ・歩行者、特に高齢者、幼児、障害のある人たち及び自転車、他の車両等への配慮や注意 等

4. 災害安全

災害発生に備えた安全管理としては、火災や地震、火山活動等の災害発生時の避難に関する事項及び地震等への備えに関する事項等が考えられる。これらについては、警察、消防等関連機関との連絡体制を含めて検討する必要がある。また、災害発生時に学校が避難所になる場合も想定しておく必要がある。

(1) 地震

項 目		留 意 事 項
1	防災体制の確立	・ 常日頃より、教職員の危機管理意識を高めるとともに、地震対応マニュアル等を基に防災体制を確立する ・ 校舎の耐震性や避難経路の安全性を踏まえた避難方法を定めておく
2	施設・設備の安全管理	・ 転倒や落下の可能性のあるものの除去や、落下防止策等、安全確保に努める ・ 本棚やテレビ、清掃用具入れ、灯油タンク、ガスボンベ等、校舎内の施設・設備について転倒・落下防止策を施す ・ 避難経路となる廊下や階段、出入口等には避難の障害となる物が置かれていないか常日頃より点検を行う
3	実践的な避難訓練の実施	・ 緊急時に児童生徒等が落ち着いた行動が取れるよう、普段から緊急時の安全な行動の取り方について理解させておく ・ 緊急地震速報等を活用した避難訓練等、様々な場面を想定した避難訓練を実施する

(2) 火災

項 目		留 意 事 項
1	防火体制の確立	・ 常日頃より、火気使用責任者を中心に、教室や特別教室の火気点検を行うとともに、消火器の所在や使用法を熟知しておく ・ 避難経路の指示、約束事の掲示、出入口の安全確保を行う、消防署への通報、初期消火、避難誘導、重要書類の搬出、救護等の役割分担に応じて、全教職員が対応できるようにしておく
2	施設・設備の安全管理	・ 火気の近くに燃えやすいものが置かれていないか等、校舎内の施設・設備について常に火気点検を行う ・ 灯油タンク、ガスボンベや燃料倉庫等、施設・設備について防火対策を施す ・ 避難経路となる廊下や階段、出入口等には避難の障害となる物を置かない
3	実践的な避難訓練の実施	・ 緊急時に児童生徒等が落ち着いた行動が取れるよう、普段から緊急時の安全な行動の取り方について理解させておく ・ 多様な時間や出火場所を想定した避難訓練等、様々な状況を想定した避難訓練を実施する

(3) 落雷・突風

項 目		留 意 事 項
1	落雷、突風等異常気象による事故の脅威の周知	・屋外での活動中に、落雷や突風によるテントの倒壊等の事例を示し、危険を予測・回避することの大切さについて児童生徒等、保護者、教職員に周知する
2	屋外活動時の留意点の周知	・屋外活動時の留意点について教職員で共通理解し、指導する →屋外での授業、体育大会・各種競技大会の実施及び開催に当たっては、事前に気象情報を入手する →雷注意報や竜巻注意報に留意し、天候の急変などの場合にはためらうことなく計画の変更・中止等の適切な措置を講じ、参加者の安全確保を最優先にする（中止等決定までの手順をフローチャート等にまとめておく） →大気が不安定なため、竜巻・雷雨の発生等、急激な天候の変化が予想される場合は、予め避難方法等について教職員の共通理解を図っておく

(4) 風水雪害・土砂災害

項 目		留 意 事 項
1	安全体制の確立	・風水雪害・土砂災害時の登下校方針や避難体制を明確にし、危機管理マニュアルに掲載する ・危機管理マニュアルには避難所等も掲載する 「奈良県防災ポータル」 (http://www.bosai.pref.nara.jp/pc/topdis-nara.html) 等を活用し、日常から危険箇所を把握し、安全マップに掲載し、避難方法等を考えておく →河川、ため池等の氾濫の恐れがある場所 →崖崩れ等の土砂災害の起こりやすい場所 →道路が浸水しやすい場所 →暴風時に倒木等の被害の恐れがある場所 等 ・危機管理マニュアルに基づき、学校と地域の実情に応じて避難訓練を実施する
2	緊急時の対応の周知	・台風の接近等、緊急時の対応について、事前に児童生徒等や保護者に伝えておく ・登校前の時点で災害の恐れがある場合は、地域の状況により登校の可否を決定し、一斉メール等によって速やかに連絡する ・状況により、保護者の同伴登下校、教職員の引率等について考慮する ・下校させる場合には、気象状況、通学通園路等の状況等を確認し、下校のタイミングを的確に判断する ・早めの下校を実施し、危険な状況下での下校はさせない

3	天候回復後の安全点検	・ 学校施設・設備を点検し、安全確認を行い、必要に応じて適切な措置を講じる。 ・ 飲料水について、必ず安全確認を行う。また、学校給食についても、施設・設備の衛生管理を徹底する ・ 通学通園路等の安全点検を行い、状況によっては経路の変更を行う等、適切な措置を講じる
---	------------	---

5. 避難所としての学校の対応

災害後の避難所の開設は、避難所の所在する自治体が主体となり、地域防災計画等に基づき自主防災組織等と施設管理者の協力を得て行われる。避難所の運営管理等は本来的には市町村防災担当部局が責任を有するものであるが、担当者に引き継ぐまでに一定期間を要することが想定される。災害規模が大きな場合には、担当者が全ての避難所に配置されず、教職員が避難所の運営管理等について中心的な役割を担う状況が考えられる。

しかしながら、災害時における教職員の第一義的役割は、児童生徒等の安全確保・安否確認、教育活動の早期正常化であり、教職員が不在の時間帯に災害が発生する場合も含め、事前に教育委員会、防災担当部局や地域住民等関係者・団体と協議し、避難所となる場合の運営方策（運営体制、施設利用計画の策定等）に関して確認しておく等、できる限り地域住民等が主体的に運営できる状況をつくっておくことが重要である。

【児童生徒等が在校している場合の例】

- ・ 児童生徒等の在校中に災害が発生した場合は、児童生徒等の安全の確保を第一に対応する
- ・ 被害の状況を踏まえながら、校長の指揮の下、教職員は避難所の開設にも協力する

【児童生徒等が在校していない場合の例】

- ・ 教職員は、児童生徒等の安否確認、教育活動の早期再開に係る業務が優先される
- ・ その業務が終了、又は、業務に余裕ができたところで避難所の運営に協力することが可能となり、避難所の運営主体である災害対策担当者や避難者の自治組織等を補助することになる
- ・ 休日・夜間等の勤務時間外に地震が発生した場合、教職員の参集に時間を要することも考慮する必要がある

なお、学校施設が避難所となった場合等のために、非常用物資を学校施設の一部に備蓄している学校もある。食糧、応急手当用品等備蓄物資の内容や管理方法について、自治体の防災担当部局、教育委員会等と協議した上で、予め定めておくことが必要である。また、児童生徒等が学校に待機する場合の食糧等の物資は、それらとは別に備蓄又は調達する方法を考えておく必要がある。